

# 電気通信大学産学官連携センター知的財産評価委員会規程

平成22年 3月19日

改正

平成24年 5月22日

平成26年 2月26日

平成28年 3月23日

平成29年 1月26日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学産学官連携センター規程第8条の2第2項の規定に基づき、産学官連携センターに置く知的財産評価委員会（以下「評価委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 各部門長
- (3) 技術移転機関（TLO）のうちから学長が委嘱する者 若干名
- (4) その他知的財産活動の経験を有する者で、センター長が必要と認めた者

(任期)

第3条 前条第3号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 評価委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 評価委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 評価委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第7条 評価委員会の事務は、学術国際部研究推進課において行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、評価委員

会が定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 2 月 26 日から施行し、平成 26 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。